

令和3年度・重要事項説明書

1. 施設の概要、目的及び運営の方針について

◆ <施設の概要>

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 ひまわり幼稚園
- (2) 所在地 鹿児島市東谷山3丁目31番13号

◆ <施設の目的> 学校法人カトリック学園が設置する幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園は、認定こども園として義務教育及びその後の教育の基礎を培う施設として満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を一体的に行い、子どもたちの健やかな成長が図られるよう適切な環境を整え、且つ心身の発達を援助すると共に、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。（*「園則」第1条参照）

◆ <運営の方針> 本園は教育基本法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他の関係法令及び関係条例を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。（*「園則」第2条参照）

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、平成30年度4月より幼保連携型認定こども園としてスタートし、カトリック園としてキリスト教的精神とその教えを維持したうえで、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、自分を律し人を思いやる優しい心と強い精神を育てます。

幼児期の大切な成長時期に、感謝し、信頼する心の土台を作るため、モンテッソーリ教育指導法を導入しています。これを教育・保育の実践の場で活用し、本来、人として持つ自由と選択を実践できる環境を設定、さらに挑戦する意欲と集中力を養います。また、自分で考え学ぶ力を育て、自力でやり遂げる自立心と間違いや失敗を乗り越えていく修正力を育てます。（*園則第5条参照）

また、保育活動において食事は、栄養士が作成した献立により自園調理にて給食・おやつを提供します。各家庭には、献立表を配布しお知らせします。

アレルギー等がある場合は、必要に応じて栄養士・担任と面談を行い、ご相談の上、除去食を提供する等の対応を取ります。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が、教育・保育を提供するに当たり配慮する職員の職種及び職務の内容は次の通りとする。但し、職員の配置については、国の定める配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は、入所園児数により変動することがある。

園長－1人

本園のカトリックの教育理念に基づいて教育及び保育の質の向上を図り、職員の資質の向上に取り組むと同時に、一体的な管理運営に専念する。

主幹教諭－1人

教育課程及び保育課程に基づいて、主任教諭とその他の教諭、職員をまとめ、一致して園児に教育及び保育を実施する。

指導教諭－1人

教育課程及び保育課程に基づいて、他の教諭、職員をまとめ指導し、一致して園児に教育及び保育を実施する。

主任教諭－2人（保育部－1 幼稚園部－1）

教育課程及び保育課程に基づいて、他の教諭、職員と協力、一致して園児に教育及び保育を実施する。

保育教諭 23人程度 保育部担任・副担任

（まりあ(0歳)-2 よはね(1歳)-2 てれじあ(2歳)-2)

幼稚園部担任

（あぐねす,ばうろ,べとろ,よぜふ,くらら(3~5混合)-5)

補助教諭－12 *園児数により変動有り

教育課程及び保育課程に基づいて、園児に教育及び保育を実施する。

管理栄養士－1人

調理員と協力して献立に基づく調理業務を遂行し、食育に関する活動等を行う

調理員－数名

栄養士の指導の下、献立に基づく調理業務を行い、食育に関する活動を行う。

用務・バス運転－2人

園内の施設、遊具、教具等の点検、安全管理に努め、また登降園のバス運行を安全に行う。

事務職員－3人程度

園の運営管理に必要な事務処理或いは経理指導等を行う。

4. 教育・保育の行う日及び時間

◆ 「1号認定児」「2号認定児」「3号認定児」共通の休日について

- (1) 日曜日・祝日
- (2) 年末年始 12月29日～1月3日
- (3) 年度末・年度初めの移行期間 3月30, 31日, 4月1日

※入園式, 卒園式, 職員研修の時は、ご協力をお願いする場合があります。
保護者の就労等により保育が必要な場合は対応します。

◆ 「1号認定児」のみの休日について

- (1) 土曜日
- (2) 創立記念日 5月1日
- (3) 行事による代休
- (4) 入園式・卒園式 (*該当児以外)
- (5) 夏季休業 7月16日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月20日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月14日から3月31日まで
- (8) 学年始休業 4月1日から4月2日まで

◆ 教育・保育の提供時間について

- (1) 教育標準時間 ー午前9時00分～午後2時00分 月曜日～金曜日 (1号児)
- (2) 保育標準時間 ー午前7時00分～午後6時00分 月曜日～土曜日 (11時間)
- (3) 保育短時間 ー午前8時30分～午後4時30分 月曜日～土曜日 (8時間)

*但し、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、本園が定める保育時間
(11時間・8時間) を超えて開所時間の間に延長保育を提供する。

◆ 「1号認定児」「新2号認定児」の「預かり保育」とその料金について

通常時

- (1) 対象 — 本園の在園児で、保護者の就労等により教育時間終了後、保育を必要とする園児とする。
- (2) 預かり時間 — 午前8時00分～8時30分 及び
保育後から午後6時00分まで
- (3) 料金 — 午前8時00分～8時30分—100円、
保育後～16時迄-30分 50円、16時～18時迄-1時間 150円を加算。

長期休業中

- (1) 対象 — 本園の在園児で、保護者の就労等により長期休業中に保育を必要とする園児とする。
- (2) 預かり時間 — 午前8時30分～18時00分(8時～8時30分までは朝なかよし)
- (3) 料金 — 午前8時00分～8時30分—100円、
8時30分～16時迄-30分 50円、16時～18時迄-1時間 150円を加算。

◎1号認定児のうち、両親の就労等、保育の必要性を認められる場合は、市に申請したうえで『新2号』の認定を受け、幼児教育保育の無償化に伴い、預り保育料金の一部が無償となります。

新2号児は、市が定めている額(450円×日数分)が無償化となります。

補助単価は1日当たり450円を上限に、幼稚園の定めた利用料の範囲内。

園で設定している料金との差額は、園にお支払いいただくこととなります。

※なお、お迎えは時間厳守でお願いします。

◆ 「2号・3号認定児」の「延長保育」とその料金について

- (1) 時間 —

標準時間
短時間

 午後6時00分～午後7時まで。

短時間

 午後4時30分～午後18時00分まで。
*やむを得ない場合は19時まで利用可。
- (2) 料金 —

標準時間
短時間

 午後6時～6時半迄 300円、以降7時迄利用は300円加算

短時間

 午後4時半～5時迄 300円、以降30分毎に300円加算
*やむを得ない場合の19時まで利用時は30分毎に300円加算
- (3) 延長保育をご利用の方は、事前に連絡してください。

◎新2号認定児の延長保育は有りません。

5. 保育料とその他の費用等

本園においては園児の居住する市町村の条例が定める額の「基本保育料」のほかに、教育・保育の質の向上を図るため「特定保育料」及び「実費」は以下の通りです。

基本保育料	鹿児島市が定める利用者負担額（保育料）			毎月	全園児 (1,2号児は無償化)
特定保育料	入園料 (施設協力費)	50,000 円	園舎等の施設整備・維持費用および教職員の資質向上や養成のための研修費用等に充当	入園時	1・2号児 (満3歳・3歳 全額免除)
	施設設備費	2,500 円	施設設備・備品購入費および冷暖房費等に充当	毎月	全園児
	教育教材費	2,000 円	モンテッソーリ教具を含む教育・保育教材費用に充当	毎月	全園児
実費徴収	給食費	(主食・副食)5,000 円 (主食のみ) 1,000 円	食育・給食の質の向上の為 ※市が定めた基準に該当する場合は副食費相当分が免除となり主食費のみの徴収となる	毎月	1号児
		(主食・副食)6,000 円 (主食のみ)1,200 円			2号児
	通園バス利用料	3,000 円	バス通園児の安全運行向上の為	毎月	1・2号児 (バス利用者)
	保護者会費	保護者会総会で決定した額	保護者会運営費用	毎月	全園児
	制服代	計 30,000 円程度 (幼稚園のしおり) 記載金額	園生活の質の向上 ◎制服, 体操服等	申込時	1・2号児
	用品代	(幼稚園のしおり) 記載金額	園生活の質の向上 ◎絵本, お道具箱等	申込時	全園児
	行事費	行事毎にお知らせ	園生活の質の向上 ◎遠足バス代, 人形劇観劇料等	行事毎	全園児 (行事参加者)
	卒園アルバム代	9,000 円程度	年長児のみ	年数回に分割	年長児
	その他	入園手数料	2,000 円	入園手続きにかかる諸費用	入園手続時
預かり保育 利用料		上記記載	教育時間終了後の保育に対する利用料	利用時	1号児 (利用者)
一時預かり 利用料		1日 2,000 円	保育が必要な場合の一時的な利用料	利用時	在園児外 (0~5歳児)
延長保育 利用料		上記記載	保育時間終了後の延長保育に対する利用料	利用時	2・3号児

◆次に該当する者は、その申請に基づいて入園料（施設協力費）を減免することができる。

1. 全日本私立幼稚園連合会加盟の幼稚園および認定こども園から転入する場合 全額免除
2. 満3歳・3歳で入園する場合 全額免除

6. 利用定員及び入退園手続きについて

- ◆ 本園の利用定員は、次の通りとする。
 - (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 150人
 - (2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 26人
 - (3) 保育時間の認定を受けた園児で満3歳未満の者のうち、満1歳以上の者 16人
 - (4) 保育時間の認定を受けた園児のうち満1歳未満の者 8人

- ◆ 本園の利用については、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 当該入園志望に特別な事情があるとみなされ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

- ◆ 「1号認定児」の利用定員を超える入園申込みがあった場合、園長が入園者を決定する。
 - (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) その他の者、特に未就園児として当園と関わりの有った幼児を優先し、面接により選考したうえで、入園を決定する。

- ◆ 入園時に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。但し、保育認定を受けた者については、市町村が行う利用の調整に従い決定される。

- ◆ 転園、退園、または休園する「1号認定児」は、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願出する。

- ◆ 本園を利用する「2号認定児」及び「3号認定児」が、次のいずれかに該当するとき、教育・保育の提供を終了する。
 - イ) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
 - ロ) 教育・保育給付認定保護者から本園利用の取消しの申し出があったとき
 - ハ) 市町村が本園の利用継続を不可能であると認めたとき
 - ニ) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

7. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

本園は、安全かつ適切に質の高い教育・保育を提供するために、事故防止及び災害対応マニュアルを策定し、安全体制を整備する。

- ◆ 事故発生時には、委員会を設置し、事故発生の状況及び事故に際して採った処置等について、記録するとともに、その原因を解明し振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- ◆ 本園は、食物アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応、処置に努める。
- ◆ 本園は、毎月一回、必ず消火訓練を行い、職員に対する研修を実施する。
- ◆ 事故発生に関して、必要に応じて保護者に周知、報告するとともに、死亡事故、治療に要する事故については、鹿児島市にも報告する。
- ◆ 緊急時の保護者への連絡方法は、電話連絡、メールシステムでの一斉配信とする。
- ◆ 全園児、引渡カードを作成し、緊急時の園児の引渡保護者を職員は把握し、年1回の引渡し訓練を行う。
- ◆ AED設置場所：職員室入口右側
- ◆ 最寄りの避難場所：谷山カトリック教会、東谷山福祉館、清和小学校
- ◆ 管轄の消防署：谷山分遣隊
- ◆ 管轄の警察署：南警察署

8. 要望・相談の受付

- ◆ 苦情解決責任者：(園長) 頭島 光
- ◆ 苦情受付担当者：(主幹) 福留 美智子
- ◆ 衛生推進者：(事務長) 二俣 智美
- ◆ 第三者委員会：保護者会会長、保護者会副会長、桜川町内会長、西清見町内会長

9. 保険に関する事項

- ◆ 種類：園児傷害保険（損保ジャパン）
- ◆ 内容：加入園賠償責任保険、行事参加者の傷害保険